

民生福祉常任委員会会議記録（条例審査）

1. 日 時	令和元年12月9日
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	大西基雄、小島政行、河南芳治、向井千尋、前田えり子、森本富夫
4. 市部局	○市民生活部
5. 会議に付した事件 議案第77号 丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設の設置及び管理に関する条例	
<p>開会</p> <p>大西委員長 挨拶</p> <p>【市民生活部市民協働課】</p> <p>日程第1、議案第77号 丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>担当課長より、議案第77号説明資料に基づき説明</p> <p style="text-align: center;">＜主な質疑等＞</p> <p>小島委員 この条例の目的は、地域のシンボルだった小学校を地域の活性化に使うというところで設置管理条例になっていると、そして黒豆の館の条例をひとつ参考にしてしていると理解しました。例えば市民センターだったら、部屋を貸し出すだけですけども、飲食物を提供する際、リスクとして食中毒等が発生することも想定されますが、その責任については、指定管理者と施設を使って飲食物を提供している事業者等との契約によるかの判断でいいのですか。</p> <p>市民生活部 そうした形となるよう指定管理者と契約したいと考えています。</p> <p>河南委員 この説明資料には、設置目的が一応書いてありますが、条例そのものには、「地域活性化を推進するコミュニティ活動の拠点として、丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設を設置する」としか書いていません。この条例を読んだ場合に、これは何のために、条例を設置するのかという目的がわからないと思います。</p>	

市民生活部	<p>まず設置の目的ですが、閉校となった小学校については、地域住民にとって身近な公共施設であり、校舎そのものが、地域のシンボルになっています。近隣にお住まいになっているおじいさんやおばあさん、お父さん、お母さん、子供も卒業した小学校が閉校になっていく中で、閉校を活用し、活性化の施設にして、地域を盛り上げたい、小学校はなくなったけれど、そこを拠点として盛り上げたいということです。参考資料においては、3つの地区それぞれの地域で「どういう活用をするか。活用によって地域がどう活性化するか。」ということを経験され、方針も決められています。この会議には、もちろん市も参画しています。全ての地域で、「地域活性化とは何か」ということを毎月のように議論されてきました。こうした議論を踏まえ、それを支援していくのが、この条例の位置づけです。条例の第1条においては、細かい記述はありませんが、今、申し上げたような地域の計画と整合がとれるように地域活性化を進めていきたいという思いです。</p>
河南委員	<p>そうした目的を条例に明記する予定はあるのでしょうか、それともないのでしょくか。それと、コミュニティ活性化施設ということですが、この3地域には、それぞれコミュニティセンターがあり、同じような目的ではないのでしょうか。コミュニティ活性化施設ができることによって、コミュニティセンターの使い方が限定的になってくるのではないかと気になるのですがどうでしょうか。</p>
市民生活部	<p>現在、地域にはコミュニティセンターがありますが、主に集会など会議の機能を持っているのに対して、このコミュニティ活性化施設については、コミュニティビジネスやレストラン、宿泊施設などの機能を含むということから、あくまでも地域の創造のために、色々な取り組みを展開していきたいということで、位置付けの違いを示しているところです。</p>
河南委員	<p>やはり条例である以上は、目的をはっきりと条文の中に明記いただきたいと思います。3施設あるならば、それぞれの目的を記入していただきたい。既存の設置及び管理に関する条例は目的が定まっているものが多く、目的が明記されていないものはほとんど記憶にありません。</p>
市民生活部	<p>目的の明記に関しては、黒豆の館条例等を参考とし、指定管理者制度を前提として条文を比較・検討しながら、進めてまいりました。そのほかの条例の確認は行いたいと思いますが、今回の議会に提案している条例案で既存の設置及び管理に関する条例を踏襲していると考えています。</p>
河南委員	<p>指定管理の場合、目的をはっきりさせないといけないと思います。目的をはっきりさせていても、それでもうまくいかないケースもある。要するに、条例の中で目的がぼんやりしていると具体的に決めていかない</p>

	といけないときに、どうしても解釈の幅が広いから絞れないということになりがちです。この目的をどこまで詰められるか、それがないと、表決のしようがないと思いますので、意見しておきます。
市民生活部	この条例の目的については、第3条の業務に、業務内容を示しております。3つの地域に適合できるよう第1条の設置の部分については少し大きな枠になっているかもしれませんが、第3条の業務の規定において、その目的、方針を示しています。
河南委員	第3条の業務の中で、4号は地域の農産物等を活用した料理の提供に関すること、5号は地域の農産物等を活用した商品の研究及び開発に関すること、6号は地域の農産物等及びその加工特産品の販売に関すること、7号は宿泊に関すること、とありますが、こういう活動は人によって解釈は違いますがコミュニティ活動と言えるのか見解をお聞きしたいと思います。
市民生活部	農林水産省等が行っております地域の活性化の補助金等につきましても、こういうような項目については、農商工連携を含めた、地域活性化のコミュニティビジネスとして位置づけられています。
河南委員	条例の第5条に、「指定管理者は前項の許可をする場合において、活性化施設の管理運営上、必要な条件を付することができる」と書かれていますが、どの程度の条件になるのでしょうか。現在、自主的に行われている地域の活動が逆に損なわれる可能性もあるのではないかと思いますかどうか。
市民生活部	地域が作成された小学校跡地の活性化計画に沿って管理・運用していくものであります。地域活動を縛るといっても、生かすための利用の許可、運営の方針を謳っているものです。方針から逸脱しないよう、当たり前のことですが、方針をもとにしながら、一定の歯止めをここで示しています。
河南委員	条例の第8条の第2項に、「前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。」という条文になっています。この利用者は、施設の利用者と考えことから、直接の利用者に対して責任を負わないというのは理解できます。しかしながら、小島委員も質問されたように、最終の消費者つまりお客さんに何かあったときに、本当に市は責任を回避できるのかどうか、この条例の条文で法的に担保できているのか検証されたのかどうかをお聞きしたいと思います。
市民生活部	この項においては、この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき、偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき、活性化施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納期限までに納付しないとき、利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき

に、生じた損害ですから、この部分については、この条文のとおり、ご理解いただければと思います。ただ、この 8 条とは別にして、やはり施設の設置者は市ですから、施設設置上の瑕疵による損害賠償については、一定の責任を負わなければならない、と考えています。

河南委員

条例第 9 条の 4 項において、「指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。」と書かれていますが、市長の定めによる基準という文言が入ってくると、減免が不透明に行われてしまう事例も見受けられます。今回、この条文が入っていることの背景には、事業の持続性に疑問を持たれているのではないかと、という気がしないこともないことから、説明をいただきたいと思います。

市民生活部

これは主に、災害等が発生した場合など、緊急時にやむを得ず避難をされたケースなどを考えており、そうした際には、市長の判断で柔軟な対応ができるようにしたものです。経営がうまくいかなかったから減免するというようなことを前提としたものではありません。

河南委員

利用料の減免については、この条文を読んだだけでは、今ご説明いただいた運用以外も可能なように思いますから、書き方の工夫は要と思います。この条例を通観すると、今までこの 3 地区は特に熱心に自ら活性化に係る取り組みを進められてきた中で、今回この条例を制定しないといけない理由がやはり理解することができません。せっかくこれまで、自主的に自由にそれぞれの活性化を図り、地域の方が一生懸命やられてきたと思っています。地域が地域を守り、地域が地域を盛り上げていく、これがまさに地域活性化だと思います。それがなぜこんな指定管理者制度という、逆の方向へ向かおうとするのか理解ができないわけです。指定管理者制度ということは、市が地域の活性化をやるために、その地域の人を指定管理者に指定するということになります。地域活性化とは本来、地域から盛り上がっていくはずのものが、行政が地域の活性化を図るために地域を指定管理者にするという、本来の地域活性化の構図が逆転してしまうものだと思いますが、どうでしょうか。

市民生活部

「これまで地域を活性化するため地域が一生懸命盛り上げられているが、この条例をつくることによって、活性化を抑制することになるのではないかと」いったご質問かと理解しますが、先ほどから申し上げておりますように、地域が盛り上がり議論をされ、計画書をつくり、地域を盛り上げていこうとされています。地域が主体となって、市民協働課も関わりながら盛り上げています。その流れを抑制するような思いは毛頭なく、その動きをさらに、活性化させていくにはどうしたらいいかという議論の中で、やはり指定管理者制度を用いることが、最も地域においてメリットがあると地域自身が考えられています。雲部地区については、

現在、使用貸借契約によって施設を使用されていますが、旧雲部小学校校舎の教室を借りて様々な事業者が事業展開されています。こうした転貸の場合については、使用貸借契約上、市と協議する必要がありますが、指定管理者制度にすることによって、一定、地域の意志によって、この事業者ならば、地域のために役に立っていただける、地域活性化につながるというようなことを判断でき、地域の裁量が広がっていくと考えますことから、さらに地域活性化が進んでいくものではないかとの思いを持っております。

河南委員　今回の条例で想定している指定管理者は、まちづくり協議会などであるかと思いますが、この条例の条文を読む限りでは企業等ではいけないということは読み取れませんが、その考え方について説明をお願いします。

市民生活部　指定管理者につきましては、一般に指定管理者を公募する場合については、議員ご指摘のとおりになるかと思いますが、今回につきましては、指定管理者制度の中で特例の者を指定管理候補者として選定することができますので、地域の組織に指定管理者になっていただきたいと考えています。そして地域も指定管理者になりたいとの意志を示された中で協議を進めております。具体的には、地域においても指定管理者として受けるのであれば、法人格を持ったほうが望ましいとの意向を地域の自発的な意見として伺っています。雲部地区においては、既に合同会社を設立・運営され、福住地区についてはNPO法人を、大芋地区については、現在、一般社団法人となるべく取り組まれています。市も応援する中で、まちづくり協議会や自治会等の会員関係者が主となって設立された法人を特例の指定管理候補者としていたいと考えています。

河南委員　これまで、地域が地域を盛り上げるという考え方によって、行政がそれを側面的に支援していくといった方針であったと認識していますが、今回のように指定管理者制度による地域活性化を図ることで、市から地域へ地域活性化を委託する形式、逆転が生じることとなります。今後、これらの地域に限らず、その他の地域についても、転換された方針で活性化を進められるのでしょうか。

市民生活部　繰り返しになりますが、これまでの計画立案についても、地域が主となって盛り上げております。今後の動きについても、地域の意見を聞きながら、指定管理の方法についても協議していく中で、変更する必要があるらばご意見をいただく中で変更していくものと考えます。市から無理に指導的なことをすることは考えておらず、地域とともに考えて、指定管理者制度を実効性の高いものにしていきたいと考えております。

河南委員　地域を盛り上げることは非常に大事なことであると考えています。た

だ、本当にこの方法が最善なのかということは、いまひとつ納得し難いものがあります。指定管理者制度という方法をなぜ選ばれているのかが理解できない。資金面で不足しているから指定管理者制度を活用しようと考えられたということなのか、その他にも課題があるのか等、色々な解決方法がある中で、なぜ指定管理者制度の方法がいいということになったのか納得ができないので、もう少し説明いただきたい。

市民生活部 今回提案している指定管理者制度に伴う設置及び管理条例については、旧雲部小学校と旧福住小学校と旧大芋小学校の三つの旧小学校の運営にかかる条例です。まず雲部小学校については、申しあげましたように使用貸借契約に基づくものです。福住小学校と大芋小学校については、どのように将来的に活用するのか、現在、運営委員会で議論されているところで、現状は試行的な運営でございます。その協議の中で指定管理者制度がいいというようになりましたので、指定管理者制度によって期間を定めて地域の団体に運営をお願いしようとするものであります。加えて、3つの施設とも小学校ですので、似たような会議室、校舎になっております。こうした中で、3つとも利用料が異なるということも問題がありますので、きちんと条例の中で、利用料を決め、市としての統一的な見解を持って臨んでいきたいと考えており、そのための設置及び管理に関する条例でございます。指定管理者となることで対外的にも地域の方が活躍しやすい状況になると考えています。

河南委員 市内においては児童数も減少する中、今後、小学校や幼稚園等が閉鎖になるところが出てきます。今後、そうしたところも、地域として同じように閉校あるいは閉園となった施設を使って地域を盛り上げていくということになれば、その施設をその度に条例を定めて、指定管理者制度をとっていくということですか。

市民生活部 そのときの地元とのご議論の中でどうしていくかということは決めていきたいと思っております。今回と同じような内容でございますと、今回の設置及び管理に関する条例の別表1に三つの施設を挙げておりますが、それに追加していくということで対応はできるのではないかと、現時点では考えております。

河南委員 そうなってくると指定管理料の支払いがどんどん増大し、市の財政が圧迫されることになっていきますが、地域活性化との兼ね合いになってくると思います。指定管理料も踏まえ、本当に今回の指定管理者制度が地域を盛り上げるために最良の方法だと納得できる説明なり根拠を示していただかないと審査にならないと思います。

向井副座長 各施設に係る経常経費の内訳について説明をお願いします。

市民生活部 経常経費については、本年度は、雲部は約190万円、福住が約340万

円、大芋は約 460 万円と説明しました。内容については、管理委託料として、雲部は約 30 万円、福住・大芋は 50 万円、光熱水費として、電気代は、雲部が約 78 万円、福住が約 150 万円、大芋が約 110 万円、上下水道代は、3 地区とも約 30 万円から 40 万円、そのほか施設の設備保守点検委託料などがあります。各施設によって費用が異なることについては、消防設備の保守点検についていいますと、施設の大きさや設備の設置数などによって点検委託料が違ってきます。自動扉やエレベーターの有無、植え込みの剪定、貯水槽の有無などによって費用の大小が出ています。

向井副座長 指定管理料の積算については経常経費の試算を基にするのでしょうか。

市民生活部 経常経費としてはそれだけのお金がかかりますが、例えば、使用貸借契約をしている雲部まちづくり協議会との契約では、光熱水費等については、地元で負担いただいています。これは経緯や使用貸借契約という性格も含め、そのようになっています。光熱水費の負担をどちらにするのかということは議論のあるところですが、指定管理の中で行う事業については、行政が負担すべきであると考えており、3つの小学校の中で、扱いが異なるということは問題があると思いますので、統一したいと考えています。

向井副座長 あくまでも経常経費ということで指定管理料ということではないと理解しましたが、指定管理者制度になると、施設改修や修繕も市が負担することになるということですか。

市民生活部 修繕費については小規模な場合は指定管理者にいただき、大規模な場合については市の負担との考え方が一般的です。リスク分担額の線をどこで引くのかは、ほかの施設等を勘案しながら、決めていきたいと考えています。

向井副座長 既に閉校している後川小学校も指定管理者制度による管理になる可能性もあるということでしょうか。また、現在、後川小学校の光熱水費の負担はどのようにされているのですか。

市民生活部 後川小学校については、現状、指定管理者制度により地域が管理していくというような建物活用はされる予定はありません。現在、まちづくり協議会の拠点事務所として、利用されていますが、施設管理委託料をお支払いし、校舎や運動場の管理をしていただいているところです。現在の具体的な活用としては、西宮市の共同幼稚園や大学生に、後川小学校の建物をご利用いただいています。後川地区から、若い人や子どもたちの声がなくなることは寂しいということで、幼稚園児や大学生が来られることに、地域として喜んでおられると聞いています。経常経費については、現在のところ市で負担しています。

河南委員 指定管理者制度にするということは、指定管理料など市の財政的な支出が長期的に出てくることとなります。そして、こうした方式をとる最初の事例になると思います。この方式がだめだという前例になってしまうと考えると失敗できないものだと思います。指定管理者の想定としては、地域の組織に特定して指定するといった考えでしたが、指定管理料も含め、今現在運営されている経営状況に加えて、指定管理になったときの経営状態を比較・検討し、我々に説明していただきたい。そうでないと、この事業の継続性の疑問が解消されないことになってしまいます。このまま易々と認めてしまい、続かないという事態になれば、審議した我々も後で責任を問われかねないと思っています。

市民生活部 現在、計画に沿って運営しているのは雲部のまちづくり協議会でございます。福住と大芋については、いまだ本格的な稼働には至っておりません。現在は試行的な状況です。どのような指定管理の形になるかは、今後、募集要綱や業務仕様書を策定していく中で検討したいと思っています。今回の条例に関する仕様等については、新年度の予算案として議会にお諮りしたいと考えており、募集要綱、業務仕様書、審査基準等が整い指定管理候補者と定めた段階で、審議いただきたいと考えています。

河南委員 既に条例として審議している以上、次の機会にと言われても、そのときには、既に条例の審議は終わってしまっています。今、この委員会で審議しないといけないわけです。重要なことの審議が不十分なまま、ここで結論を出さないといけないということは、いかがなものかと思えます。少なくとも雲部地区は比較ができる状態です。福住と大芋についても試行錯誤の段階でも構いませんから、経営計画などを比較・検証して、本当に持続できるのか、本当に地域の活性化ができるかを見極めないといけない。初めてのケースですから、慎重に審議しないといけないと思います。審議不十分のままで表決することは困難だと思います。少なくとも今言った2点についてはきっちりと説明いただきたい。これから大きな公金が支出されていくわけですから、やっぱり慎重に考えないといけない。この案件については、提案した市も大きな責任を負うことになります。成功させるためには慎重に慎重を期して、案を練りに練って、上程しないと後で悔いを残すことになります。好意を持ってやったことが、地域から後で恨まれるようなことになっては、元も子もありません。我々が審議する際には、様々な資料等をいただきたい。

市民生活部 今回、提案していますのは、指定管理者の指定ではなく、その前提となる枠組み、条例として、業務の内容や指定管理のあり方、利用の制限等を、条文ごとに記しているものです。まずはこの大枠を認めていただいた中で、条例に沿った形の中で、指定管理料を含め、募集要項や仕様

書を定め、そのほか細かい数値については、次回の議会でお諮りしたいと考えています。まずこの条例を制定することによって、次のステップに上がっていきたいと考えています。現在の経営状況や将来の展望ということも大変重要であると考えていますが、そのことについては、予算案等を協議し固めた後に、議会にお示ししたいと考えています。

小島委員

部長からあったように、これはあくまでも条例の審査です。今、河南委員が言われているのは、次の段階、つまりは関係予算が出てきた際に、そういう質問をされたらいいと思います。今回は条例の審査であるということをご理解いただければありがたいと思います。

河南委員

予算のときに審議したらいいということも、理屈として理解はしますが、指定管理に関する運営方法や指定管理料も踏まえなければ、この条例の審査はできないと思います。仮にこのまま採決したとしますと、次に本会議で民生福祉常任委員長が審査報告をすることになります。本会議では、常任委員会の審査結果が尊重され、おそらく同じ結論が出ると思います。そのあとになって、具体的に検討したけどやっぱり無理でした、条例審査時には想定していなかった、というようにならないか危惧しています。条例そのものをここで検討するのは当然いいですけども、やっぱり、それが成功するかどうかの見通しを持てる状態、指定管理料や指定管理者の経営能力なども含めて審査しないと条例審査の意味がないと思います。また、支援の考え方は色々あると思いますが、本当の意味で地域への応援がどうやったらできるかということを考えないといけないと思います。指定管理者制度のメリットばかりを見るのではなくデメリットも含めて事業が終わる可能性があることも審議の中で確認しないといけないということを切に思います。

市民生活部

業務の今後の展望についてですが、やはりまずは、この設置及び管理に関する条例を可決していただき、地元との協議の中で、どのようにしたら最小の投資で大きな効果を生むのかというような議論も進めていく必要があります。河南委員のご意見については、やはり経営に携わられました知見からのものですが、一方、地域活性化のためなら、無制約ということではありませんが、まずは、その議論の大前提となるこの条例をご理解いただいた後に、細かい仕様等を示していき、また委員会で審議をいただいて、ご理解いただきたいというように考えています。

小島委員

今、河南委員が言われているのは、後の議員間討議でしたらいいことではないでしょうか。河南委員の質問に対しては一定、部長が回答していると思いますので、議員間討議の際に意見をお願いします。

森本委員

まず、これは閉校した小学校の活用を図るためのものか、地域の活性

化を図るためかどちらでしょうか。どちらを主な目的としているのか確認をさせていただきたいと思います。

市民生活部 先ほどから申し上げておりますが、小学校が閉校となりました地域において、シンボルである小学校を地域活性化のために活用するというこ
とで、閉校とともに地域活性化のため、その両方の目的を兼ね備えたものであると考えています。そして地域として、その拠点として盛り上げたいとの意志の中で、市が支援していきたいと考えています。

森本委員 地域を盛り上げていこうということは、市内それぞれのまちづくり協議会をはじめとして、また各種団体が頑張っており取り組まれています。自分たちの地域は、自分達で盛り上げていこうという意志をもって、この条例にある活性化施設というものを持ちたいと考えた場合、申請があった場合には、どのような対応をされるのですか。

市民生活部 個別案件については、そういうお話があったときに、議論させていただきたいと思います。今回提案している条例については、閉校になった小学校のある地域の活性化ということで提案をしています。将来的に、ご質問いただいたことが発生した場合については、その場で議論をさせていただきたいと思います。

森本委員 今回の条例では、雲部や福住、大芋地区が主にかかわっていますが、その他のまちづくり協議会に、この条例の内容について情報提供はされているのでしょうか。

市民生活部 他の地域については、今回の条例提案の情報提供等は全くしておりません。

森本委員 市においては、公共施設等管理計画を策定しており、人口減少社会を踏まえ、将来的に公共施設を減らしていこうという計画を立てていますが、それとの整合性について、どのように考えているのか説明をお願いしたいと思います。

市民生活部 地域のコミュニティ施設や集会場など、指定管理しておりましたものを、市で改修して地域に譲渡しているケースがここ数年で何カ所かあります。その施設については、主に集会や会議を行っていただいております。レストラン運営や加工食品の製造、宿泊運営などを拠点として地域活性化施策を行っているところは聞いておりません。あくまでも今回については、小学校の統廃合によって、少子高齢化が進む東部地区の活性化のための条例提案であり、基本はそこにあると考えています。

森本委員 指定管理料については、3月議会で上程するとのことですが、業務として9項目に渡って挙げていただいております。地域が取り組みたいという業務については、その関係費用が指定管理料にどの程度反映されるのか。指定管理者制度を採る以上、条例上の業務に関する費用等は指定

管理料に含めるべきであると思いますが、どのように考えているのでしょうか。あくまで指定管理者が負担してやるべきだと考えているのでしょうか。

市民生活部 河南委員からも経営に関しては、きちんと市として方針を持って臨むべきだというような意見もありましたが、この条例の業務として色々と取り組んでいただきますが、施設の利用率、収益もありますので、そのバランスをみながら指定管理料は決めていきたいと考えています。

河南委員 地域からは、やりたい事業を選択してそれに基づいて事業計画や収支の計算を当然出してもらうことになると思います。これら資料を参考にして、指定管理料を算出されると思いますが、正直なところ経営というのは、海のものか山のものか、やってみないとわからないということ、色々な問題が多々出てくると思います。こうした中で、投資的経費を指定管理料にどの程度反映するのか、そうした基本的なスタンスがなければ、指定管理料の歯止めが効かず、膨大なものになってしまいます。このことを議長も心配されていると認識しています。指定管理料の算定などの考え方をしっかり持って、線を引くところは引いておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

市民生活部 雲部においては、既に事業展開されており、レストランを主として、いろいろな事業所が入ったりしています。福住については、県の補助も活用しながら、缶詰や真空パックの食品販売に取り組むとともに、1階のカフェレストランについても、試行的に経営しておりますので、どのぐらいの集客が見込めて、利益がどのぐらいになるのかの算出もできます。加えて、空き部屋を賃貸する計画もあり、収益の算出は可能であると考えております。大芋については通信大学が賃貸教室として活用される予定、また宿泊という形でこちらも県の補助金を活用して、夏の合宿等、都市部からの集客を見込んでおります。こうした状況も踏まえて、地域との議論の中で、ある程度の方向性を定めていますので、それをベースにしながら、指定管理料の算出を行っていきたいと考えています。

森本委員 この条例をもって地域の活性化を市としても目指すこととなりますが、指定管理者制度の活用になることも踏まえ、目的といいますか、どのような成果、到達点を持って取り組もうと考えているのでしょうか。

市民生活部 目的につきましては、第1条のところに明記しており、目的達成のための具体的な方針業務については、第3条に記していると考えています。地域の活性化に関しては、何をもってゴールということは非常に難しいとは思いますが、やはり地域で農産物をつくって、それを加工して、おいしいものをつくって、例えばレストランであれば、たくさんの方がおいでになって交流人口が増え、それによって地域にお住まいになる方も

出てくる、また、地域おこし協力隊も、これらの地域では大変活躍をしていることも含め、地域の中の賑わいと、こうした施設に地域の方が集まって、みんなで力を合わせて、地域が活性化していく、そういうものを目指していくものであると考えています。5年後、10年後に人口がどうなるかというような数値目標は難しいというように考えています。

河南委員

一旦事業を始めたとします。契約上は期間が一応指定されますが、実質、自動更新のようなものになると思います。ただ、事業には潮時っていうものがあります。永久的に続けられるものではないと思います。指定管理をやめる時期っていうのは非常に難しい。いろんな利害関係、特に地元の方からは続けてほしいという要望が出てきます。ただ、施設はだんだん古くなっていく、そして見込みよりも教室の借り手が見つからないようになってくると、指定管理者の赤字がどんどん膨らんでいきます。結局、公費で補填することになりかねません。ある程度の期限、このやりかたが、どのような状態になったときに終わるのか、こうしたものもやっぱり持つておかないといけないと思います。それから、繰り返しになりますが、事業の継続性、団体の継続性を検証せずに、条例ができてから検討するという進め方もいかがなものかと思っています。期限と継続性についての考えをお聞きしたいと思います。

市民生活部

地域が知恵を絞り、人が集って地域のためにやろうという、非常に熱い思いが我々に投げかけられています。ぜひとも議員の皆様にもご理解いただいて、地域が考えていることの後押しをしていただければありがたいと思います。ただ、河南委員がおっしゃることも、ごもっともで、やはり経営というのは非常に難しいものであると考えています。指定管理者制度は、一般的には5年間を指定管理期間として、協定を結ぶことの多い取り組みだと考えています。しかし、今回の地域コミュニティ活性化施設については、初めての取り組みでもありますので、通常5年間の基本協定を3年というように短縮させていただいて、その時点で、取り組みの方向性等については、再度議論・検証をしていくような形で進めてはどうかと現時点では考えています。

■表決

議案第77号 丹波篠山市地域コミュニティ拠点施設の設置及び管理に関する条例
— 賛成多数で可決 —

(閉会)

向井副委員長 挨拶

16 : 09 閉会